

<空気調和機器 更新工事の補助について>

民家防音工事により設置された空調機器のお取り替えができます

【1回目の補助】（更新工事①）

羽田空港周辺地域の民家防音工事で設置された冷暖房機が、10年以上の使用により故障等でその機能が失われた場合に、空調機器一式を取替える工事を補助する制度です。

補助の対象となる機器は

- ・冷暖房機 ・空調換気扇 ・台所用換気扇

【2(3)回目の補助】（更新工事②(③)）

更新工事①(②)で更新された冷暖房機器が、10年以上の使用により故障等でその機能が失われた場合に、空調機器一式を取替える工事を補助する制度です。

補助の対象となる機器は

- ・冷暖房機 ・空調換気扇 ・台所用換気扇

更新工事①・更新工事②

	居住人数			
	1人	2人	3人	4人以上
対象エアコン台数	1台	2台まで	3台まで	4台まで
対象室数	2室まで	3室まで	4室まで	5室まで

居住人数により、取替可能なエアコン台数や工事対象室数が異なります。工事対象室は、防音工事実施室に限ります。

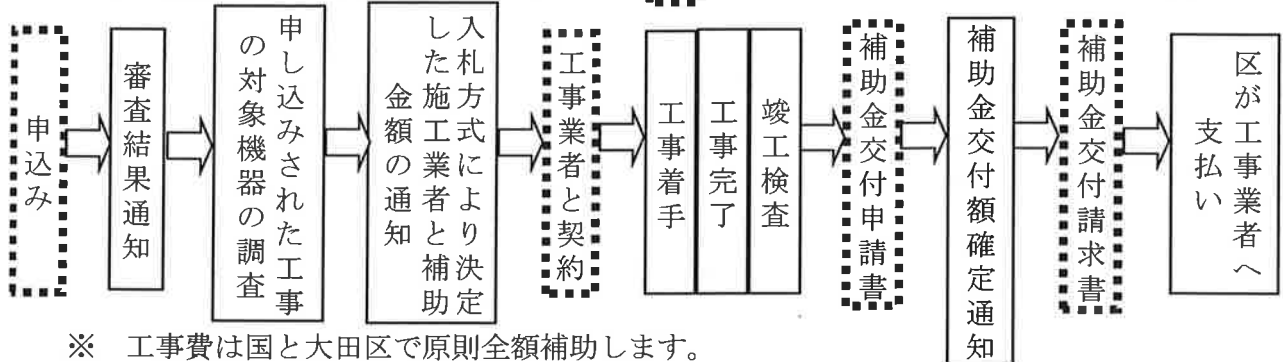
更新工事③

	居住人数			
	1人	2人	3人	4人以上
対象エアコン台数	—	1台	2台まで	3台まで
対象室数	2室まで	3室まで	4室まで	5室まで

冷暖房機の更新工事③は1人世帯は対象外です。（ただし生活保護等世帯の方は更新工事①・②の表と同じ）

工事補助制度のおおまかな流れ

⇒申込者に行っていただく内容です。



※ 工事費は国と大田区で原則全額補助します。

※ 年数の経過は前回の工事の完了検査をした日から起算します。ご不明の場合は環境対策課へお問い合わせください。

※ 住宅を改装・増築・建替した場合は、補助対象とならない場合がありますので環境対策課へお問い合わせください。

※ 年度ごとの工事件数が限られていますので、受付順等により工事させていただきます。

申込方法

<提出書類> 空気調和機器 更新工事①・②・③補助申込書

<提出先> 入新井、大森西、大森東、糀谷及び羽田の各特別出張所又は、本庁舎8階環境対策課

お問い合わせ

大田区 環境対策課

環境調査指導(空港周辺対策)

TEL 5744-1335

FAX 5744-1532